

副
本

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原 告 大石光伸 ほか265名

被 告 国 ほか1名

第20準備書面

平成30年9月13日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告国訴訟代理人

岩渕正樹 

被告国指定代理人

坂本康博 

樋野一穂 

白鳥哲治 

益子元暢 

渡辺宝之 

細川全 

船城織映 

松山明子 

森智也 

田家重信 

作沼臣英 

大	本	加	織	
藤	代	貴	史	
鈴	木	吉	憲	
益	子	浩	志	
志	賀	富士夫		
石	井	建	吉	
倉	持	高	志	
内	藤	晋太郎		
小	林		勝	
樹	野	龍	太	
鈴	木	莉惠子		
治		健	太	
岩	佐	一	志	
大	城	朝	久	
矢	野		諭	
仲	村	淳	一	
森	川	久	範	
海	田	孝	明	
熊	谷	和	宣	
井	藤	志	暢	

大野佳史
種田浩司
松岡 賢
花見清太郎
小野祐二
小山田巧
川崎憲二
中川淳
止野友博
御器谷俊之
片野孝幸
木原昌二
岡本肇
建部恭成
小林貴明
柏木仁玄
村上泰秀
秋井裕之
照井秀章
正岡秀章
関根将史

義	崎	健	
田	尻	知	
宮	本	健	
角	谷	治	
伊	藤	愉	
塚	部	貴	
臼	井	岳	
薩	川	廣	
西	崎	暢	
山	田	之	
大浅田		曉	
沖	田	子	
岩	崎	英	
三	井	介	
佐	藤	崇	
永	井	徳	
佐	藤	創	
藤	原	平	
		薰	
		真	
		一	
		拓	
		弥	
		勝	
		仁	
		秀	
		幸	
		悟	
		雄	
		一	
		成	

目 次

第1 大規模損壊対策に係る規制の合理性	6
1 大規模損壊の意義及びその対策の骨子	6
2 大規模損壊対策に係る規制の内容	7
(1) 設備に係る要求事項（ハード面からの対策）	7
(2) 対応方針に係る要求事項（ソフト面からの対策）	9
3 大規模損壊対策に係る規制が合理的なものであること	11
第2 大規模損壊対策が不合理である旨の原告らの主張には理由がないこと	12
1 大規模損壊対策について、具体的な事故の進展の想定を欠く旨の原告らの主張には理由がないこと	12
(1) 原告らの主張	12
(2) 原告らの主張は、大規模損壊が発生した場合において具体的な事故の進展を想定することに合理性がないことを看過し、大規模損壊対策を正解しないものであること	12
2 大規模損壊対策の実効性が期待できないとする原告らの主張が失当であること	13
(1) 原告らの主張	13
(2) 現在の規制基準においては、種々の放射性物質の拡散抑制対策が規定されており、原告らの主張はこれを正解しないものであって理由がないこと	14

被告国は、本準備書面において、設置許可基準規則及び技術的能力に係る審査基準における大規模損壊対策に係る規制の合理性について述べた上で（後記第1），同規制が不合理であるとする原告らの主張には、理由がないことを主張する（後記第2）。

なお、略語等の使用は、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第1 大規模損壊対策に係る規制の合理性

1 大規模損壊の意義及びその対策の骨子

(1) 大規模損壊とは、「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊」（実用炉則86条）のことをいう。上記の「大規模な自然災害」とは、設計基準において想定される自然現象を超える大規模な自然災害であり、上記の「故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム」とは、特定重大事故等対処施設（設置許可基準規則2条2項12号）に係る規制を定める同規則42条の「故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム」と同義である（乙Bア第60号証・175ページ）。

(2) 上記の大規模損壊が発生した場合には、発電用原子炉施設の一定の範囲が著しく損壊すると考えられるが、大規模損壊により原子炉施設が受ける被害範囲は不確定であり、喪失する安全機能も不明である。そのため、大規模損壊対策において、特定の事故シーケンス（事故進展シナリオ）を想定した対策を講じた場合には、かえって、対策に間隙が生じ、想定外の事故シーケンスに対応できないおそれがあることから合理的ではない。むしろ、大規模損壊が発生したことを前提として、放射性物質の異常な水準の放出や拡散を低減ないし抑制する設備が全く機能しなくなり、これが不可能となる事態を回避するとともに、様々な事故の進展に応じ、設備や資機

材等を用いて柔軟な対応を可能とする対策が講じられることが重要である。

この点、発電用原子炉施設に係る事故対策には、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備といったいわゆるハード面からの対策と、設備や資機材等を有効に活用する手順、体制及び資機材等の整備といふいわゆるソフト面からの対策があるところ、上記の観点からすれば、大規模損壊対策においては、工場等外への放射性物質の放出や拡散を低減ないし抑制する設備が全て機能しないという事態にならないことを要求する（ハード面からの対策、後記2(1)）とともに、その設備や資機材等を柔軟に用いることができるような手順等を整備すること（ソフト面からの対策、後記2(2)）が合理的である。

（以上につき、乙Bア第60号証・175ページ参照）

以下、詳述する。

2 大規模損壊対策に係る規制の内容

(1) 設備に係る要求事項（ハード面からの対策）

ア 被告国第19準備書面第1の4（24及び25ページ）において詳述したとおり、設置許可基準規則は、第2章「設計基準対象施設」において、最新の科学的技術的知見や不確かさ等を考慮して想定した外部事象や偶発故障により、その安全機能が損なわれないように設計することを求めており、外部事象や偶発故障によって、炉心の著しい損傷等の重大事故が生じることは考え難いところであるが、福島第一発電所事故において、実際に重大事故が生じ、これに対する対策が不十分であったことから事故が進展したという上記事故の教訓を踏まえ、深層防護の考え方に基づき、第3章「重大事故等対処施設」において、重大事故等対策に係る規制を設け、原子炉施設について、炉心の著しい損傷の防止や格納容器の破損の防止及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出の防止を要求し、さらに講じた対策について有効性評価を実施させることと

している。

これらの対策が講じられることによって、設計基準事故の防止及び重大事故等の対策に関する要求は十分高い水準になっているが、さらに、設置許可基準規則は、大規模損壊への対策を要求し、放射線による影響緩和のための対処をすることを求めるものである（乙Bア第60号証・176ページ）。

イ 前記1(2)（6及び7ページ）において述べたとおり、設備面における大規模損壊への対処としては、その対処に必要となる設備が全て機能しなくなり、放射性物質の異常な水準の放出や拡散を低減ないし抑制することが不可能となる事態を回避する必要がある。

そこで、例えば、設置許可基準規則43条3項5号は、重大事故等対処設備のうち、可搬型重大事故等対処設備について、「地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること」を要求しており、これにより、可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮することとされ、例えば、原子炉建屋から100メートル以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないことなどが要求される（設置許可基準規則43条の解釈7〔乙Bア第60号証・176及び177ページ、乙Bア第64号証・97及び98ページ〕）。

このように、設置許可基準規則は、可搬型重大事故等対処設備について、常設重大事故等対処設備との分散配置を求めるなどし、大規模損壊を招く、設計基準において想定される自然現象を超える大規模な自然災害や故意による大型航空機の衝突があったとしても、上記各設備が同時に故障するがないような措置が講じられることを要求しているので

ある。

また、設置許可基準規則43条3項3号は、可搬型重大事故対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）について、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、同設備の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けることを要求している。これは、例えば、航空機の衝突により原子炉建屋の片側に大規模な損壊が発生し、その周辺にある設備や炉心注水のための接続口等が損壊した場合に備え、分散配置されている給水ポンプや電源車などの可搬型設備を、損壊部分の反対側の健全な接続口等から接続できるようすることなどを想定したものである。

ウ 加えて、設置許可基準規則42条は、特定重大事故等対処施設について、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに對してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること（同条1号），すなわち、原子炉建屋及び特定重大事故等対処施設が同時に破損することを防ぐために必要な離隔距離（例えば100m以上）を確保すること，又は故意による大型航空機の衝突に對して頑健な建屋に収納すること（同条の解釈1(a) [乙Bア第64号証・91ページ]）などを要求している。

これによつて、故意による大型航空機の衝突等によつて、原子炉建屋が損壊し、炉心の著しい損傷が発生したとしても、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する機能を有する施設、すなわち特定重大事故等対処施設が機能することを確保している。

(2) 対応方針に係る要求事項（ソフト面からの対策）

技術的能力に係る審査基準（乙Bア第12号証）には、大規模損壊への対応についての要求事項及びその解釈が定められている。以下概要を説明

する。

ア 技術的能力に係る審査基準Ⅱ 2. 1 (乙Bア第12号証・6, 7ページ) は、可搬型設備等による対応に係る要求事項として、大規模損壊が発生した場合における手順、体制及び資機材の整備に関し、大規模損壊発生時における「炉心の著しい損傷を緩和するための対策」や「放射性物質の放出を低減するための対策」などに関する手順書が適切に整備されていること、又は整備される方針が適切に示されていることに加え、当該手順書に従って活動を行うための体制及び資機材が適切に整備されていること、又は整備される方針が適切に示されていることなどを要求している。

そして、技術的能力に係る審査基準Ⅲ 2. 1 (同号証・36及び37ページ) は、上記の要求事項の解釈として、「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」(技術的能力に係る審査基準Ⅱ 1. 1 2) や「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」(同審査基準Ⅱ 1. 1 3) などの同審査基準Ⅱ 1. 2ないし1. 1 4が定める重大事故等対策における要求事項について、大規模な自然災害をも想定した手順等を整備する方針であることを求める趣旨であることを示している(同Ⅲ 2. 1, 同号証・36及び37ページ)。

イ また、技術的能力に係る審査基準Ⅱ 2. 2 (乙Bア第12号証・7ページ) は、特定重大事故等対処施設に係る要求事項として、同施設の機能を維持するための体制が適切に整備されていること、又は整備される方針が適切に示されていることを要求し、同審査基準Ⅲ 2. 2 (同号証・38ページ) は、上記の要求事項の解釈として、発電用原子炉の炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又はこれが発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するため、同施設の機能を維持するための体制を整備し、

かつ、工場等外部からの支援が受けられるまでの間（例えば、少なくとも7日間）、同施設の機能を維持するための体制を整備する方針であることを求める趣旨であることを示している。

ウ このように、技術的能力に係る審査基準は、いわゆるソフト面からの対策として、大規模損壊に対応する手順、体制及び資機材等の整備を求めるものである。

3 大規模損壊対策に係る規制が合理的なものであること

(1) 上記1(2)（6及び7ページ）において主張したとおり、大規模損壊対策においては、様々な事故の進展があり得ることから、特定の事故シーケンスを想定した対策を講ずることは適切ではなく、大規模損壊が発生したことを前提として、放射性物質の異常な水準の放出や拡散を低減ないし抑制する設備が全く機能せず、これが不可能となる事態を回避するとともに、様々な事故の進展に応じて、上記の設備を用いて柔軟な対応を可能とする対策が講じられることが重要である。

(2) しかるところ、上記2(1)のとおり、設置許可基準規則は、ハード面からの対策として、可搬型重大事故等対処設備等について、分散配置を要求するなどして、上記の事態を回避する対策を講じるように要求している。また、上記2(2)のとおり、技術的能力に係る審査基準は、ソフト面からの対策として、可搬型設備等を用い、事故の進展に応じた柔軟な対応を可能とする手順等を整備することに加え、重大事故等対策における手順等が、大規模損壊時にも活用できることから、「工場等外への放射性物質の拡散抑制するための手順等」といったソフト面からの重大事故等対策（技術的能力に係る審査基準Ⅱ1.2ないし1.14、乙Bア第12号証・3ないし5ページ）について、「大規模な自然災害を想定した手順を整備する方針であること」を要求するなどして、可能な限り具体的な手順等の整備を要求している（同Ⅲ2.1、同号証・36及び37ページ）。

このように、設置許可基準規則及び技術的能力に係る審査基準による大規模損壊対策は、上記(1)の観点から、ハード面とソフト面から対策を講じるものであって、同規則等による大規模損壊対策に係る規制は合理的なものというべきである。

第2 大規模損壊対策が不合理である旨の原告らの主張には理由がないこと

1 大規模損壊対策について、具体的な事故の進展の想定を欠く旨の原告らの主張には理由がないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、実用炉則86条には、「大規模損壊としてどのような具体的な事態を想定するのかについては何らの規定がなく」、大規模損壊対策に係る技術的能力に係る審査基準の規定は「何か分からぬが備えができる能力や意思が示されていればいいというもの」であるから現行の基準には大規模損壊対策がないに等しい状態であるなどと主張する(原告ら準備書面(3)4)の3(1)・7及び8ページ)。

(2) 原告らの主張は、大規模損壊が発生した場合において具体的な事故の進展を想定することに合理性がないことを看過し、大規模損壊対策を正解しないものであること

しかしながら、前記第1の1(2)(6及び7ページ)において述べたとおり、大規模損壊が発生した場合には、発電用原子炉施設の一定の範囲が著しく損壊することが考えられるが、大規模損壊により原子炉施設が受ける被害範囲は不確定であり、喪失する安全機能も不明であって、大規模損壊対策において、特定の事故シーケンス(事故に至る事故進展シナリオ)を想定した対策を講じた場合には、かえって、対策に間隙が生じ、想定外の事故シーケンスに対応できないおそれがあることから合理的ではない。したがって、「具体的な事態を想定」した大規模損壊対策を講じていないこと

を理由に、大規模損壊対策が不合理である旨の原告らの主張には、理由がない。

また、前記第1の2(2)及び同3(2)(9ないし12ページ)において主張したとおり、技術的能力に係る審査基準は、可搬型設備等を用い、柔軟な対応を可能とする手順等を整備することに加え、重大事故等対策における手順等が、大規模損壊時にも活用できるものもあることから、ソフト面からの重大事故等対策（技術的能力に係る審査基準Ⅱ1.2ないし1.14、乙Bア第12号証・3ないし5ページ）について、「大規模な自然災害を想定した手順を整備する方針であること」を要求するなどして（同Ⅲ2.1、同号証36及び37ページ）、可能な限り具体的な手順等の整備を要求している。したがって、技術的能力に係る審査基準における大規模損壊対策は、原告らが主張するような「何か分からぬが備えができる能力や意思が示されていればいい」などというものではないことは明らかであるから、原告らのかかる主張にも、理由がない。

以上のとおり、原告らの上記(1)の主張には、いずれも理由がない。

2 大規模損壊対策の実効性が期待できないとする原告らの主張が失当であること

(1) 原告らの主張

原告らは、大規模損壊時には、放射性物質が外部に放出されることになり、その場合に関する規定として、設置許可基準規則55条の解釈には、「原子炉建屋に放水できる設備を配備すること」、「海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること」と規定されているが、「放水設備を効果的に準備することも、仮に準備したとしても放水で放射性物質の拡散を防ぐことも出来ない」、「福島原発事故から5年以上が経過している現在においても汚染水の海洋流出を阻止できないでいる現実を見れば、単に海洋への放射性物質の拡散抑制の要求をしても実効性のない規定」であるな

どと主張する（原告ら準備書面(34)・9ページ）。

(2) 現在の規制基準においては、種々の放射性物質の拡散抑制対策が規定されており、原告らの主張はこれを正解しないものであって理由がないことしかしながら、大規模損壊等による放射性物質の拡散抑制については、設置許可基準規則55条が要求する設備のみならず、下記に述べる様々な対処が予定されているものであり、同条のみを指摘し、放射性物質の拡散抑制が不十分であるとする原告らの上記主張は、放射性物質の拡散抑制対策に対する総合的な理解を欠いたものであって、理由がない。

ア すなわち、設置許可基準規則55条は、原子炉格納容器の破損等に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならないと規定し、放水設備及び海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備の整備を要求する（乙Bア第64号証・115ページ）。

その理由は、原子炉格納容器の破損等が発生した場合に想定される放射性物質の拡散形態の一つとして、突発的に原子炉格納容器等外に放射性物質を含んだ空気の一団（放射性プルーム）が発生し、多量の放射性物質が短時間のうちに工場等外の広範囲に拡散することが想定され、このような拡散形態に対しては、放水設備、例えば放水砲により水を噴霧し、放射性プルームに含まれる微粒子状の放射性物質に水滴を衝突させて捕集し、水滴とともに落下させることにより、放射性物質の拡散を抑制することが効果的であり、また、放水により水滴とともに落下した放射性物質を含む放水後の水が海洋に拡散する事態に対しては、あらかじめシルトフェンス^{*1}等の設備を整備することにより、海洋への拡散を抑制

*1 シルトフェンスとは、一般的に港湾工事等の際に水質汚濁の原因となる土砂や汚泥（シルト）が周囲の水域へ流出・拡散することを防止するために水中に設置するカーテン状の仕切りである。

し、工場等外への放射性物質の拡散を抑制することができるからである。

このように、設置許可基準規則 55 条が想定するのは、突発的に放射性物質を含んだ空気の一団が発生し、多量の放射性物質が短時間のうちに工場等外の広範囲に拡散する事象であり、同条は、いわば事故直後の対策を求めるものである。

イ 加えて、いまでもなく、大規模損壊が発生し、放射性物質が工場等外へ拡散するような場合においては、設置許可基準規則 55 条が要求する放水設備等のみならず、同規則の要求により設置された残存する全ての設備を利用し、放射性物質の拡散を抑制するあらゆる対策を講じることが予定されている。すなわち、同規則においては、様々な事故を想定して、幾重もの設計基準対象施設、重大事故等対処施設・設備等の設置を要求しているところ、例えば、原子炉格納容器スプレイ系（同規則 32 条 6 項及び 7 項）や、格納容器スプレイ代替注水設備（同規則 49 条）が残存していれば、これを作動させることによって格納容器内を直接冷却するとともに、スプレイ水を噴霧することによって格納容器内の空気中に浮遊する放射性物質を落下させ、格納容器外に放出される放射性物質を低減させることが可能である。

ウ 他方、事故直後の上記の拡散形態以外の事象については、具体的な状況下における原子炉施設の破損・損傷部位により大きく異なるものである。取り分け、原子炉格納容器からの汚染水の流出については、液体ないし固体の放射性物質が地中に浸透した後に海等といった工場等外に流出する事象が想定されるが、かかる事象は、気体による拡散に比して事象の進展は遅く、事象の進展の速度や形態も個別の原子炉施設ごとに様々であるから、実際に発生した重大事故の状況に応じて臨機応変に対応していくことも、考慮する必要がある。

そこで、ソフト面に係る要求事項を策定している技術的能力に係る審

査基準においては、重大事故等対策の一つとして、工場等内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事故発生後7日間は事故収束対応を維持できることを要求するとともに、工場等外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を構築することを要求し、かつ、中長期的な対応が必要となる場合に備えて適切な対応を検討できる体制を整備することなどを要求している（技術的能力に係る審査基準Ⅱ1.0(3)(4)、同Ⅲ1.0(3)(4)、乙Bア第12号証・2及び9ないし12ページ）。

工 さらに、原子炉施設において、「地震、火災その他の災害が起こったことにより（中略）原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合」（改正原子炉等規制法64条1項）においては、あらかじめ定められた対策によるのみならず、当該施設の事故状況に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが必要かつ妥当である。そこで、かかる事態が生じた場合には、当該原子炉施設を「特定原子力施設」に指定して、具体的な事態を踏まえた措置を講ずることを予定している（同法64条の2ないし4）。

オ 以上のとおり、設置許可基準規則55条は、原子炉格納容器の破損等の事態が万が一にも生じた場合に、気体状の放射性物質が拡散する状況が想定され、特に短時間での対処が必要となる放射性ブルームの発生に対し、放水砲等の放水設備等をあらかじめ一般的に設置することを要求するハード面からの一つの対策を定めたものにすぎず、放射性物質の拡散抑制は、残存するあらゆる設備を用いて行われるものである。また、現在の規制基準においては、事故直後の放射性物質の拡散以外のものについて、上記の技術的能力に係る審査基準が要求する対策や、「特定原子力施設」への指定により講じられる対策等によつても、その拡散抑制

が図られることになる。

カ そして、放射性物質の拡散形態のうち、原子炉格納容器からの汚染水の海洋流出対策については、事故直後の対策を定める設置許可基準規則55条が要求する放水設備等ではなく、上記ウ及びエにおいて述べた技術的能力に係る審査基準における対策や特定原子力施設の指定（改正原子炉等規制法64条の2）により対処することが予定されている。

このことは、福島第一発電所事故から得られた知見とも整合的である。

すなわち、福島第一発電所事故の後、最初に放射性物質を含む水が海洋に流出したことが確認されたのは、平成23年4月2日午前9時30分頃、福島第一発電所2号機の取水口付近においてである。そして、当該事象の開始時期については、同月1日に観測した2号機スクリーンの近傍海面付近の空間線量（1.5 mSv/h）と、同月2日に汚染水の流出が発見された直後に、ほぼ同様の場所である2号機スクリーンの床上（海面より約4m）において観測した空間線量（20 mSv/h）に照らせば、同月1日に汚染水の流出が始まったと仮定され、かつ、その仮定は十分保守的と評価されている（乙E第6号証・1ページ）。このように、福島第一発電所事故の後、汚染水の工場等外への流出が最初に確認されたのは、事故発生から約3週間も経過した後の時点である。そのため、福島第一発電所事故から得られた知見を踏まえれば、原告らのいう汚染水の海洋流出は、事故直後を想定して設置許可基準規則55条が設置を要求する放水設備等によって対処するのではなく、上記ウ及びエにおいて述べた技術的能力に係る審査基準が要求する対策や改正原子炉等規制法64条の2に基づく措置によって対処すべきものである。

キ 以上のとおり、大規模損壊等による放射性物質の拡散抑制については、設置許可基準規則55条のみを指摘し、放射性物質の拡散抑制が不十分であるとする原告らの上記主張には、理由がない。

以 上

略称語句使用一覧表

平成24年(行ウ)第15号
東海第二原子力発電所運転差止等請求事件
原告:大石光伸ほか265名

略語	語彙	書面	ページ	備考
数字				
1990年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP) の1990年勧告	第2準備書面	13	
2007年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP) の2007年勧告	第2準備書面	13	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号)	第6準備書面	21	
3号要件	その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)	第6準備書面	21	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	第6準備書面	20	
英字				
IAEA	国際原子力機関	第14準備書面	19	
MS	異常影響緩和系	第18準備書面	17	
PS	異常発生防止系	第18準備書面	17	
あ				
安全重要度分類	発電用軽水原子炉施設の安全性を確保するために必要な各種の機能について、安全上の見地から定めた相対的重要性	第18準備書面	14	
安全審査指針類	第6準備書面別紙3に列記する旧原子力安全委員会(その前身としての原子力委員会を含む。)が策定してきた各指針	第6準備書面	29	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	答弁書	24	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	答弁書	59	
安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定。平成13年3月29日一部改訂)	第9準備書面	17	
い				
伊方最高裁判決	最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決	第1準備書面	14	
う				

内田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人内田秀雄の証言	第4準備書面	6	
お				
大崎証言	東京高等裁判所昭和60年(行コ)第68号事件における証人大崎順彦の証言	第3準備書面	11	
か				
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則17条の施行後の原子炉等規制法	答弁書	15	第5準備書面から基本用語を変更
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法	第5準備書面	5	答弁書から基本用語を変更
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	第13準備書面	7	
き				
気象手引	原子炉安全解析のための気象手引	第4準備書面	6	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	第5準備書面	15	
技術基準適合命令	電気事業法40条に基づく、事業用電気工作物の修理、改造、移転のほか、使用の一時停止、使用的制限の命令	答弁書	11	
技術的能力に係る審査基準	平成25年6月19日原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」	第10準備書面	17	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面	11	
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第7準備書面	27	
強震動予測レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)	第16準備書面	21	
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	5	
け				
原研	日本原子力研究所	第3準備書面	9	
原告ら主張①	基準地震動の策定が妥当でない旨の原告らの主張	答弁書	21	
原告ら主張②	津波の想定が不十分である旨の原告らの主張	答弁書	21	
原告ら準備書面(2)	平成25年6月27日付け原告らの準備書面(2)	第5準備書面	5	
原告ら準備書面(10)	平成26年5月15日付け原告らの準備書面(10)	第9準備書面	5	
原告ら準備書面(11)	2014年5月15日付け原告らの準備書面(11)	第16準備書面	30	
原告ら準備書面(23)	平成27年3月12日付け原告らの準備書面(23)	第9準備書面	5	
原告ら準備書面(26)	2015年9月17日付け原告らの準備書面(26)	第14準備書面	6	
原告ら準備書面(41)	2017年1月26日付け原告らの準備書面(41)	第15準備書面	5	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	第5準備書面	14	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第6準備書面	5	

原子炉施設等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム(第21回より、発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称)	第14準備書面	21	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	第6準備書面	20	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5	第5準備書面で略称及び基本用語を変更
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合	第5準備書面	5	答弁書から略称を変更
原子炉等規制法施行令	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	第15準備書面	7	
原電	被告日本原子力発電株式会社	第3準備書面	9	
検討用地震	敷地に大きな影響を与えると予想される地震	第16準備書面	14	
こ				
高経年化技術評価	原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(安全上重要な機器等)並びに実用炉則82条1項各号に掲げられた機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価	第15準備書面	6	
後段規制	設計及び工事の方法の認可以降の規制	答弁書	8	
児玉証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人児玉勝臣の証言	第4準備書面	22	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による事故調査結果についての報告書	答弁書	34	
さ				
最高裁昭和48年判決	最高裁昭和48年4月26日第一小法廷判決	第1準備書面	28	
し				
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第7準備書面	5	
地震調査委員会	地震調査研究推進本部政策委員会	第16準備書面	22	
地震等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム	第14準備書面	21	
地震等検討小委員会	原子力安全基準・指針専門部会に設置された地震・津波関連指針等検討小委員会	第14準備書面	18	
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド	第16準備書面	21	
地震本部	地震調査研究推進本部	第16準備書面	21	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	第6準備書面	20	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第7準備書面	5	
重大事故	敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故	第13準備書面	7	
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」	第7準備書面	6	

重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第7準備書面	6	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第7準備書面	6	
重要度分類指針	平成2年8月30日原子力安全委員会決定「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」	第9準備書面	23	
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第1準備書面	11	
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23に基づき、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずること	答弁書	17	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	答弁書	9	
昭和35年科学技術庁告示	「原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被爆線量等を定める件」(昭和35年9月30日科学技術庁告示第21号)	第4準備書面	6	
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針(昭和39年5月27日原子力委員会決定)	第3準備書面	6	
昭和45年安全設計審査指針	「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」(昭和45年4月23日原子力委員会決定)	第3準備書面	6	
昭和50年ECCS安全評価指針	「軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の安全評価指針について」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	第4準備書面	21	
昭和53年安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針について」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)	第4準備書面	21	
審査会	原子炉安全審査会	第1準備書面	12	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	第6準備書面	29	
せ				
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号)	第5準備書面	15	
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	第7準備書面	8	
設置法	原子力規制委員会設置法	第5準備書面	5	
線量目標指針	「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	第4準備書面	6	
そ				
訴訟要件①	非申請型義務付けの訴えの「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り」との要件	答弁書	6	

訴訟要件②	非申請型義務付けの訴えの「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り」との要件	答弁書	6	
た				
耐震重要度	設計基準対象施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度	第18準備書面	14	
耐震重要度分類	耐震重要度に応じた設置許可基準規則の解釈別記2の2に掲げる分類	第18準備書面	14	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	答弁書	22	
ち				
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	第7準備書面	8	
長期保守管理方針	高経年化技術評価の結果に基づき、10年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針	第15準備書面	6	
つ				
津波審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	第17準備書面	11	
て				
適合性判断等	本件原子炉施設について原子力規制委員会がする、原告らが主張する事項及び内容に関する設置許可基準規則に適合するか否かの判断及び使用停止等処分を発令しないとの判断	第6準備書面	44	
と				
動燃	動力炉・核燃料開発事業団	第3準備書面	9	
に				
認可を受けた延長期間	運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後40年を経過する日までに、高経年化技術評価を行い、この評価の結果に基づき、原子炉等規制法43条の3の32第2項の運転期間延長認可を受けた延長する期間	第15準備書面	7	
ね				
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	第6準備書面	24	
は				
浜田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人浜田達二の証言	第3準備書面	43	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	第6準備書面	6	
ひ				
被告会社	被告日本原子力発電株式会社	答弁書	5	
被告国第2準備書面	平成25年7月2日付け被告国の第2準備書面	第3準備書面	5	
被告国第3準備書面	平成25年10月10日付け被告国の第3準備書面	第4準備書面	5	
被告国第5準備書面	平成26年4月30日付け被告国の第5準備書面	第7準備書面	4	
被告国第6準備書面	平成26年8月28日付け被告国の第6準備書面	第7準備書面	4	
被告国第7準備書面	平成26年12月4日付け被告国の第7準備書面	第9準備書面	5	
被告国第11準備書面	平成27年12月17日付け被告国の第11準備書面	第13準備書面	12	
被告国答弁書	平成25年1月10日付け被告国の答弁書	第5準備書面	13	
ふ				
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第6準備書面	13	

福島第一発電所事故	平成23年3月11日、東京電力福島第一原子力発電所における原子炉事故	答弁書	33	
へ				
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	第5準備書面	5	答弁書から略称を変更
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	第6準備書面	29	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	第6準備書面	29	
ほ				
防災指針	昭和55年、原子力安全委員会により決定された「原子力発電所等周辺の防災対策について」(平成12年「原子力施設等の防災対策について」と改称)	第13準備書面	26	
本件安全審査	本件許可申請についての原子力委員会及び原子炉安全専門審査会による原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号に関する審査	第2準備書面	20	
本件安全審査書	昭和47年11月17日付け「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置に係る安全性について」	第3準備書面	5	
本件訴え変更申立書	平成26年12月18日付け原告らの「訴の変更申立書」	第8準備書面	4	
本件義務付けの訴え	本件原子炉施設の一時使用停止命令を発令することの義務付けの訴え	答弁書	6	
本件許可申請	昭和46年12月21日、被告会社がした本件原子炉の設置許可申請	第2準備書面	18	
本件原子炉	東海第二原子力発電所原子炉	答弁書	5	
本件原子炉施設	本件原子炉及び附属施設	答弁書	5	
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対し、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	第8準備書面	9	
本件差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	答弁書	7	第8準備書面で略称を変更
本件差止めの訴え	本件設置変更許可処分をすることの差止めを求める訴え	第8準備書面	4	答弁書から基本用語を変更
本件申請書	昭和46年12月付け東海第二発電所原子炉設置許可申請書	第2準備書面	18	
本件設置許可処分	本件原子炉の設置許可処分	答弁書	5	
本件設置変更許可処分	本件設置変更許可申請に対する設置変更許可処分	第8準備書面	4	
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対し、本件原子炉の設置変更許可申請	第8準備書面	4	
本件保安規定変更認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対し、本件原子炉施設に係る保安規定変更認可申請	第8準備書面	9	

本件民事差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	第8準備書面	4	答弁書から略称を変更
本件無効確認の訴え	本件原子炉の設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5	
も				
もんじゅ最高裁判決	最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決	第1準備書面	30	
もんじゅ最高裁平成17年判決	最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決	第1準備書面	16	
り				
立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて	第13準備書面	5	
立地審査指針要求事項①	敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないため、重大事故を仮定した上で、目安として、甲状腺(小児)に対し1.5Sv、全身に対して0.25Svを超える範囲は非居住区域であること	第13準備書面	11	
立地審査指針要求事項②	防災活動を講じ得る環境にある地帯とするため、仮想事故を仮想した上で、目安として、甲状腺(成人)に対し3Sv、全身に対して0.25Svを超える範囲は低人口地帯であること	第13準備書面	11	
立地審査指針要求事項③	社会的影響を低減するため、仮想事故を仮想した上で、目安として、全身線量の人口積算値が例えば2万人Svを下回るように、原子炉敷地が人口密集地帯から離れていること	第13準備書面	11	
ろ				
炉心損傷防止等有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド	第13準備書面	20	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第7準備書面	5	